

第3部

災害復興計画



阪神・淡路大震災により、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備え、予防対策や被災直後の応急対策だけでなく、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像・モデルプランなどについて、事前に検討しておくことの重要性が再認識されました。

この部では、主に首都直下地震等により目黒区が大きな被害を受けたことを想定し、復興計画の基本的な考え方や復興計画推進のための取組について定めます。

第1章 復興の基本的な考え方

被災者である区民が日々の暮らしを再建し、一日も早く元の安定した状態を取り戻すことができるよう、区としてできる限りの支援・協力を行うとともに、防災関係行政機関等と連携しながら、被害を受けた地域の都市機能の回復を図り、さらに、将来に向けて区民が安心して安全、快適に暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。このため、基本構想、基本計画及び都市計画マスタープラン等を踏まえ、災害復興に係る基本方針はじめ復興計画を策定し、これに沿って復興を進めていきます。

また、復興を進めるに当たっては、区民の意見や要望を尊重した参加型の取組を進めるとともに、ボランティア活動やNPO活動等の自主性・自立性を尊重した協力関係を確保し、区民との協働により取り組むものとします。

第1 区の震災復興の基本目標

1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることとします。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにします。
- (3) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本となります。そのため、行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行います。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別な困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行います。

2 都市復興

- (1) 人びとが暮らしやすく住み続けることができる、活力に満ちた「めぐろ」をつくります。
- (2) 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行います。
- (3) 復興の整備水準は窮状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指します。また、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とします。
- (4) 区民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行います。

第2章 復興体制の構築

災害対策本部とは別に、被災後の早い時期に復興計画や復興事業に係る庁内体制を統括する組織として、目黒区震災復興本部の設置に関する条例に基づき震災復興本部を設置します。

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にするものです。

しかしながら、震災復興に関する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら対応を図ります。

第3章 復興計画策定への取組

第1 復興基本方針

復興計画策定に当たっては、被災地の状況を的確に把握し、極力早い時期に取組の基本方針を区民に公表します。

第2 復興計画

復興計画は、過去の災害における教訓を生かした区の長期計画の基本理念に基づく災害に強いまちを再構築するためのマスタープランです。

第4章 生活の復興計画

第1 住宅の復興

被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設、一般住宅の自力再建への支援、公的住宅の供給などについて検討を進めます。

第2 暮らしの復興

- 1 医療・保健・福祉：被災直後から復旧・復興期まで継続して、被災者の生命・健康の維持のため、これらが有機的に連携し、効果的に機能するよう検討していきます。
- 2 教育・文化：学校における教育活動再開に向けて準備を進めます。

第3 産業の復興や雇用対策

事業再開に係る一時的事業スペース確保への支援、事業再開に対する資金的な支援や取り引きのあっ旋等の対策を検討します。また、失業を余儀なくされた人々の安定雇用の支援や、物流の安定化に向けた検討を進めます。

第5章 都市づくりの復興計画

第1 都市復興のプロセス

都市復興のプロセスは発災から時系列的に、5つの区分となります。

- ① 復興初動体制の確立
- ② 都市復興基本方針等の策定
- ③ 復興都市計画等の策定
- ④ 復興事業計画等の確定
- ⑤ 復興事業の推進

第2 都市復興の各プロセスの概要

1 都市復興の初動体制の確立：発災～1週間

(被害を知り、復興の体制をつくる)

震災復興本部を設置するなど、速やかに都市の復興に取り組む区の基本的な体制をつくり、建物被害の概況を把握します。また、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行い使用制限等の措置を行います。

- (1) 震災復興本部の設置：被災後1週間程度
- (2) 建物被害の概況調査：発災～1週間以内

2 都市復興基本方針などの策定：1週間～1か月

(復興の基本的な考えをまとめる)

都市復興に取り組む行政姿勢などを明示した基本方針を策定・公表します。建物被害の詳細な状況を把握し、被災状況に応じた復興対象地区の区分や無秩序な建築を防ぐための第一次建築制限を行います。暫定的な生活復興の場を確保するため、仮設市街地づくりを進めます。

- (1) 都市復興基本方針の策定・公表：2週間以内
- (2) 家屋被害の状況調査：1週間～1か月以内
- (3) 第一次建築制限：2週間～2か月
- (4) 仮設市街地づくり(時限的市街地)：発災～3か月以内

3 復興都市基本計画などの策定：1か月～6か月

(復興への具体的な考えをまとめる)

目標を共有し、被災地全体の復興を円滑に始めるため、復興都市づくりの骨格的な考え方を明らかにした都市復興基本計画(骨子案)を策定・公表します。骨子案に基づき、対象地区ごとに復興都市計画・復興街づくり計画を住民参加により策定します。

復興計画の合意形成に要する時間を確保するため、第二次建築制限を行います。

骨子案に具体的な事業等の内容を盛り込んだ都市復興基本計画を策定・公表します。

- (1) 都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表：1か月～2か月以内
- (2) 復興都市計画・復興街づくり計画の策定：1か月～6か月以内
- (3) 第二次建築制限：2か月～2年以内
- (4) 都市復興基本計画の策定・公表：1か月～6か月以内

4 復興事業計画などの確定／復興事業の推進：6か月～

(復興への事業計画をまとめる・復興事業を進める)

都市復興基本計画に基づき各種の復興都市計画・復興街づくり計画を事業化し、住民・事業者・行政との共同により復興街づくりを進めます。

国や都への要請事項や民間資金の活用方策など、財源確保について検討します。

第6章 相談窓口の設置

区は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者相談窓口や住宅相談窓口を設置し、区民による自力再建等への支援を行います。

